

## 業 務 委 託 契 約 書

1 業務委託名	本庁舎等保安警備業務委託	
2 委託場所	岸和田市岸城町地内	
3 委託期間	令和8年9月1日 から 令和10年8月31日 まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)	
4 業務委託料	金 円	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	金 円
5 契約保証金	契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、財務規則第 123 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。	

上記の業務について発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年 月 日

発注者

所在地 岸和田市岸城町7番1号  
 名称 岸和田市  
 代表者 岸和田市長 佐野 英利 ㊟  
 (総務部総務管財課取扱い)

受注者

所在地  
 商号又は名称  
 代表者 ㊟

契約保証人

所在地  
 商号又は名称  
 代表者 ㊟

(委託業務)

第1条 発注者は、岸和田市役所本庁舎等における保安警備業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(信義則)

第2条 発注者・受注者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

(業務内容)

第3条 この契約における業務内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(委託料の内訳等)

第4条 委託料は、下表のとおりとする。

年度	委託料	左記のうち取引に係る消費税及び地方消費税額(円)
令和8年度(7ヵ月分)	金 円	金 円
令和9年度(12ヵ月分)	金 円	金 円
令和10年度(5ヵ月分)	金 円	金 円

(委託料の支払)

第5条 受注者は、当月分委託料請求書を発注者に提出し、発注者は当月分委託料を翌月中に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を売却し、若しくは担保に供することができない。

(一括委託等の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行について、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を第三者に委託する場合

は、この限りでない。

(委託業務の管理及び現場責任者)

第8条 受注者は、業務の開始から完了に至るまでの委託業務に関するすべての管理、指揮監督その他一切の事項を処理する。

2 受注者は、作業の実施に当たり、業務を総括する業務責任者1名、副業務責任者1名及び現場責任者1名を選任し、業務責任者、副業務責任者、現場責任者及び業務に従事する従業員(以下「業務責任者等」という。)の住所、氏名等を文書で発注者に通知しなければならない。業務責任者等に変更がある場合も、同様とする。

(緊急連絡)

第9条 異常事態が発生した場合、直ちに発注者の指定する者に連絡すると共に臨機の措置をとらなければならない。

(服務規律)

第10条 受注者及び業務責任者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)業務上知り得た発注者の秘密を公私にかかわらず、他に漏らさないこと。
- (2)業務上必要でないものに触れないこと。
- (3)電気、ガス、水道等を使用した場合は、その後始末を確実にすること。
- (4)業務にあたっては常に丁寧な言葉づかいを心掛け、率先して挨拶を行うとともに親切丁寧な対応を行うこと。
- (5)人権啓発に取り組み、基本的人権の正しい認識をもって業務を遂行すること。
- (6)庁舎運営上好ましくない行為をしないこと。

(業務責任者等に対する責任及び措置要求)

第11条 受注者は、この契約を履行するについて、業務責任者等の風紀、衛生、規律及び作業中の事故等に関し一切の責任を負うものと

する。

- 2 発注者は、業務責任者等について不相当と認めるに至った場合は、理由を明示して他の者と替えることを受注者に求めることができる。

(損害賠償)

第12条 受注者又は業務責任者等が、発注者又は第三者に損害を与えたときの賠償は、発注者の責めに帰する事由による場合のほか受注者の負担とする。

(代替人の派遣等)

第13条 受注者は、業務責任者等が欠勤その他の事情により業務遂行に支障を来すおそれがある場合は、直ちに代替人を派遣するなどの対応を行い、業務を遂行しなければならない。

(業務責任者等の労働条件)

第14条 受注者は、業務責任者等の労働条件の向上には、最善の努力をするものとする。

(関係法令の遵守等)

第15条 受注者は、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令を遵守し、その義務及び責任をすべて負うものとする。

- 2 受注者は、この契約の履行にあたり、個人情報保護法、岸和田市情報セキュリティポリシー等関連法令を遵守するものとする。

(誓約書の提出)

第16条 受注者及び岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと

判断した場合はこの限りでない。

(契約の解除等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) この契約の履行に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について、受注者又はその代理人、使用人に不正な行為があったとき。
- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (3) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合において、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が拒否したとき。

3 前項第3号の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 受注者は、第2項第2号又第3号の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、この契約

による請負金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 第4項の場合において、受注者が違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

7 発注者は契約の解除によって直接生じた発注者の損害の賠償を、受注者に求めることができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(業務の指示)

第19条 発注者は、受注者に対してこの契約に基づく業務遂行について必要な指示をすることができる。

(契約保証人)

第20条 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務遂行に伴う損害金の支払及び業務の完了を連帯して保証する者として、発注者の認める契約保証人を立てなければならない。

2 発注者は、第17条第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証人に対してその履行を請求することができる。

3 契約保証人は、前項の規定による発注者の請求があったときは、第6条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(経費の負担)

第21条 受注者は、この契約に基づく業務を遂行するため、必要なすべ

ての経費を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の使用する従業員控室及び器材用品置場を無償で提供するほか、その業務遂行に必要な光熱水費及び連絡用電話に係る経費を負担する。

(契約金額の変更)

第22条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減が生じた場合であっても、契約金額の変更はしないものとする。ただし、公租公課の消費税及び地方消費税率の変更や予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額を変更しないことが著しく不相当であると認められる場合に限り、発注者・受注者協議の上、契約金額を変更することができるものとする。

(特約条項)

第23条 発注者は、この契約締結の日の翌年度以降について、それぞれ当該年度にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争の処理)

第25条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約書に定めのない事項又は契約条項に疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。